

気づくつながら いのちを守る

9月10日 世界自殺予防デー
9月10日～9月16日 自殺予防週間

全国の自殺者数は、平成10年以降、年間3万人を超える高い水準で推移しています。自殺には、経済・生活問題、健康問題、家庭問題などさまざまな背景・要因があり、相談・支援体制の整備など社会的な取り組みにより自殺を防ぐことが可能であると言われています。

自殺は追い込まれた末の死

多くの自殺は「自殺以外にはこの苦しみを逃れる手段がない」と追い詰められ、孤立した状態で起こっています。孤立を防ぎ、周りの人との『絆』が保たれることが自殺防止に有効です。

自殺は1つの原因ではなく、さまざまな要因が複数に関係している

自殺にいたるプロセスには健康問題、経済・生活問題、家庭問題、勤務問題など、さまざまな要因が複数に関係していると言われています。また、

自殺の直前には、うつ病やアルコール依存症などの精神疾患にかかっていることも多く、この場合には精神疾患の治療も必要となります。

自殺を考えている人は何らかのサインを発している

自殺に傾いている人は「死ぬ以外に方法はない」と「でも生きたい」の間を揺れ動き、周りの人に何らかのサインを発していることが少なくありません。その人のことを知っている周りの人がそのサインに『気づき』、身近な支援者に『つなぐ』ことが大切です。



伊豆の国内での平成23年の自殺者数は、11人でした。

■自殺者数（自殺率）

	平成21年		平成22年		平成23年	
	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率	自殺者数	自殺率
伊豆の国市	19	37.9	7	14.0	11	21.9
全国	32,854	25.8	31,690	24.7	30,651	23.9

自殺率は、人口10万人あたりの自殺者数を示す（自殺者数÷人口×100,000人）。

市営住宅入居者募集

6つの市営住宅の入居者を募集します。希望者は、次の内容をご確認のうえ、お申し込みください。入居は、11月1日（木）から可能です。

📍 都市計画課
☎ 055-948-2909

申込み用紙の配布・受付期間

▼9月6日（木）～19日（水）
※8時30分～17時15分まで配布および受け付けします。
※土・日・祝日は、配布および受け付けできません。

▼申し込み用紙の配布および受け付けは、都市計画課（伊豆長岡庁舎別館2階）の窓口でお願いします。
※郵送による配布および受け付けはできません。

▼申し込み方法など、詳細は直接お問い合わせください。

申込み資格（次の要件をすべて満たす人）

- ・市税などの滞納がない人
- ・同居親族がある人（身体障害者、高齢者、DV被害者は単身可）
- ・世帯の合計所得額から各種控除額を差し引きし、12で除した額が158千円以下である人（障害者、高齢者、または小学校入学前の子どもがいる人は214千円以下）
- ・持ち家がないこと
- ・現在公営住宅に入居していないこと
- ・暴力団員でないこと
- ▼連帯保証人
 - ・連帯保証人が1人必要（入居者と同等以上の所得を有していること）

募集する団地

①構造 ②募集戸数 ③家賃

田京住宅（御門449-6）
昭和48年度建築



①PC造2階建て2DK（一般型）②3戸
③8,400円～13,800円

桜木町住宅（田京57-2）
昭和60年度建築



①PC造2階建て2DK（一般型）②1戸
③15,700円～30,800円

旭平住宅（下畑630）
昭和61年度建築



①PC造2階建て3DK（一般型）②1戸
③15,500円～30,400円

帝産台住宅（大仁1-12）
昭和63年度建築



①PC造4階建て3DK（一般型）②1戸（2階）
③17,800円～35,000円

新鍋沢住宅（三福1051-2）
平成2年度建築



①PC造5階建て3DK（一般型）②2戸（2・4階）
③19,700円～38,800円

神島住宅（神島1283-1）
平成15年度建築



①PC造3階建て3DK（一般型）②2戸（2・3階）
③22,700円～44,500円

あなたも
『ゲートキーパー』の輪に加わりませんか？

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に、気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援をつなげ、見守る人のことです。

【気づき】 家族や仲間の変化に気づいて、声をかけましょう。

【傾聴】 本人の気持ちを尊重し、耳を傾けましょう。

【つなぎ】 早めに必要な支援につなぐ、相談するように促しましょう。

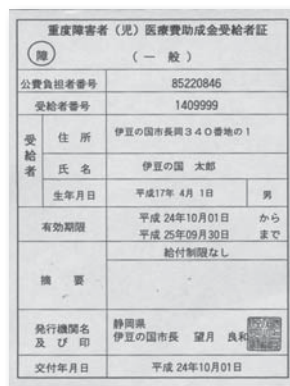
【見守り】 温かく寄り添いながら、じっくり見守りましょう。

～ひとりで悩まないで～

悩んだり、気分が沈んでいる時、「自分はだめだ」「必要ない人間だ」なんて思わないでください。ひとりで抱え込まないで、心の苦しみを話してください。

📍 障がい福祉課
☎ 0558(76)8007

『重度障害者（児）医療費助成金受給者証』の更新



現在お持ちの重度障害者（児）医療費助成金受給者証の有効期限は、9月30日（日）までです。10月1日（月）から使用する受給者証は、受給要件を確認した後、9月末までに郵送します。また、加入している健康保険証、振込先金融機関、世帯状況に変更があった場合には変更手続きが必要です。随時、変更の届け出をお願いします。

📍 障がい福祉課
☎ 0558(76)8007